

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国は世界でも有数の長寿国となっていますが、一方で少子高齢化や核家族化の進行などの社会情勢の変化や、生活習慣病や心の病に苦しむ人の増加など、新たな問題に直面しています。清川村においても例外ではなく、少子高齢化が進み、総人口の減少傾向が続いています。単身世帯の増加といった家族構造の変化やライフスタイルの多様化は家庭生活や地域に大きな影響を与え、健康に関する課題も年代で異なってきます。「健康」や「食育」に関する国民運動が推進される中、清川村においても、村民が生涯にわたり健康で生き生きと生活ができるように、住民健康意識アンケートを実施して各年代における課題を整理し、平成20年に「清川村健康増進計画・食育推進計画」（平成21年～平成25年）を策定し、事業を実施してまいりました。

その後、平成24年度に再び住民健康意識アンケートを実施し、各年代の課題を再整理し、平成25年に「清川村健康増進計画・食育推進計画（第2期）」（平成26年～令和5年）を策定し、事業を推進してまいりました。

また、計画中間年度の平成30年には中間評価を行い、事業の見直しを行ってきました。

今回、令和5年度に通算3回目の住民健康意識アンケートを実施しました。その結果、この間、新型コロナウイルス感染症に伴う対策等で、村民の健康づくりへの関心が大きく変化したことが明らかになりました。このような新しい状況を踏まえ、「清川村健康増進計画・食育推進計画（第3期）」（令和7年～令和16年）を策定することとしたものです。

2 健康づくりや食育に関する国・県の動向

(1) 国の動向

21世紀に、日本に住む一人ひとりの健康を実現するための、国民健康づくり運動として、「健康日本21」が平成12年3月に定められました。その目的を達成するために、平成22年度を目途として具体的な目標等を定め、行政のみならず、広く国民の健康づくりを支援する民間団体等の積極的な参加協力を得ながら、国民が自ら進んで取り組める健康づくり運動を推進していくこととされました。また、国民の健康づくりや疾病予防を積極的に進めるために法の整備が行われ、平成14年には「健康増進法」が制定され、その中で、健康増進が国民の責務として明記されました。

健康増進法

(国民の責務)

第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

この健康増進法に基づいて、平成15年に国民の健康増進を進めるための基本的な方向や健康増進の目標に関する事項等についても定められました。その後、基本方針の改正を経て、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とする、「健康日本21（第2次）」が平成25年4月1日から適用されました。計画期間は当初平成25年～令和4年の10年間の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症のまん延により1年延長されました。令和6年4月から「健康日本21（第3次）」が施行されています。

また、ライフスタイルの多様化に伴い、食生活も大きく変化してきました。食をめぐる様々な問題に対して、食育についての基本理念を明らかにしてその方向性が示され、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関わる取組みを強力に推進するために、平成17年に「食育基本法」が制定されました。この食育基本法に基づき、食育を推進するために、総合的にそして計画的に施策を進めるため、平成18年3月に「食育基本計画」が策定されました。その後、平成23年に「第2次食育推進計画」、平成28年に「第3次食育推進計画」、令和3年に「第4次食育推進計画」が策定されています。

（２）県の動向

神奈川県では、国の「健康日本２１」を受け、平成１３年２月に「かながわ健康プラン２１」を策定し、県民の健康づくりを推進してきました。その後、健康寿命を延ばし、誰もが健康で生き生きとした自分らしい生活が送れるように、「かながわ健康プラン２１（第２次）」が平成２５年４月から推進されています。当初平成２５年～令和４年の１０年間の予定でしたが、国の計画１年後ろ倒しを受け、令和５年までとなりました。「かながわ健康プラン２１（第３次）」は令和６年４月から推進されています。

また、食育においては、食育基本法及び食育推進基本計画を基本としつつ、市町村、関係団体、事業者と県民が一緒になり、神奈川県らしい食育を県民運動として推進するために平成２０年３月に「食みらいかながわプラン」が策定されました。その後改定を重ね、現在は「食みらいかながわプラン２０２３」の下で食育の推進を図っています。

３ 計画の位置づけ

（１）健康増進計画

健康増進法第８条に基づく市町村健康増進計画であり、国の「健康日本２１」及び神奈川県の「かながわ健康プラン２１」を踏まえて、清川村における健康づくりに対する基本的な考え方をまとめ、個人、家族、地域、行政、関係機関が一体となって推進するための行動計画です。

（２）食育推進計画

食育基本法第１８条に基づく市町村食育推進計画であり、国の「食育基本計画」及び神奈川県の「食みらいかながわプラン２０２３」を踏まえて、清川村における食に関する施策を総合的・計画的に推進するための行動計画です。

（３）他計画との整合

本計画は、「清川村総合計画」を上位計画とし、関係する各種計画との整合性を図りながら推進します。

「第４次清川村総合計画（２０２４年度～２０３３年度）」の基本目標３「生涯を健康で、支えあいながら暮らせる村づくり」の基本方針「健康寿命の延伸」の基本施策１７「疾病・感染症の予防と総合的な健康づくりの推進」に、「健康寿命の延伸、村民の健康管理や健康づくり、心の健康維持のため、各種講座や相談、健（検）診等の保健事業と介護予防事業の一体化を推進し、村民の健康保持・増進を図ります。」と位置づけられています。

計画策定のイメージ図

国の取組み

健康日本21
平成12年3月
健康増進法
平成14年8月
健康日本21（第2次）
平成25年4月
健康日本21（第3次）
令和6年4月～18年3月

食育基本法
平成17年6月
食育推進基本計画
平成18年度～平成22年度
第2次食育推進基本計画
平成23年度～平成27年度
第3次食育推進基本計画
平成28年度～令和2年度
第4次食育推進基本計画
令和3年度～令和7年度

県の取組み

かながわ健康プラン21
平成13年度～平成24年度
平成19年度（一部改定）
かながわ健康プラン21（第2次）
平成25年度～令和5年度
かながわ健康プラン21（第3次）
令和6年度～令和17年度

神奈川県食育推進計画
食みらいかながわプラン
平成20年度～平成24年度
食みらいかながわプラン2013
平成25年度～平成29年度
食みらいかながわプラン2018
平成30年度～令和4年度
食みらいかながわプラン2023
令和5年度～令和9年度

清川村の取組み

新清川村総合計画
後期基本計画
平成19年度～25年度

第3次清川村総合計画
平成26年度～令和5年度

第4次清川村総合計画
2024年度～2033年度

清川村健康増進計画・食育推進計画
（平成21年度～平成25年度）

清川村健康増進計画・食育推進計画（第2期）
（平成26年度～令和6年度）

清川村健康増進計画・食育推進計画
（第3期）
（令和7年度～令和16年度）

4 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とします。

毎年、計画の進行管理を実施し、令和11年度に中間評価を行い、事業の見直しや計画の修正をします。

2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
				中間 評価					次期計画 策定
									